

切れ超非常時 一億の力で乗

日本帝國遂に動く!! の飛電は、今や、歐洲大戰を第二義的なものとせしむるほどに世界の耳目を驚かせてゐる。しかも、わが帝國の必殺的手段が未だ鞘を離れず、また、この何處に向つて揮り降さるとも定まらず、單にその身構へを見たのみで、先づ佛印問題が電光石火的に「解決」されてしまつたかの觀を呈してゐるしかし、わが帝國の決斷たるや、決して佛印といふ極部的目に向つてのみ死命を賭しつゝあるものには非ず、その背後に隠れる、しかも、強大なる「モノ」に向つて進せんとする遠大にしてかつての帝國の身構へに驚愕した佛印の陳に乘じ、臨機應變的即座に足場たる、今回の帝國の決断は、なかつ奥深いものであるはずである。

さるや、決して佛印といふ極部的目に向つてのみ死命を賭しつゝあるものには非ず、その背後に隠れる、しかも、強大なる「モノ」に向つて進せんとする遠大にしてかつての帝國の身構へを見たのみで、先づ佛印問題が電光石火的に「解決」されてしまつたかの觀を呈してゐるしかし、わが帝國の決断たるや、決して佛印といふ極部的目に向つてのみ死命を賭しつゝあるものには非ず、その背後に隠れる、しかも、強大なる「モノ」に向つて進せんとする遠大にしてかつての帝國の身構へに驚愕した佛印の陳に乘じ、臨機應變的即座に足場たる、今回の帝國の決断は、なかつ奥深いものであるはずである。

さるや、決して佛印といふ極部的目に向つてのみ死命を賭しつゝあるものには非ず、その背後に隠れる、しかも、強大なる「モノ」に向つて進せんとする遠大にしてかつての帝國の身構へに驚愕した佛印の陳に乘じ、臨機應變的即座に足場たる、今回の帝國の決断は、なかつ奥深いものであるはずである。

さるや、決して佛印といふ極部的目に向つてのみ死命を賭しつゝあるものには非ず、その背後に隠れる、しかも、強大なる「モノ」に向つて進せんとする遠大にしてかつての帝國の身構へに驚愕した佛印の陳に乘じ、臨機應變的即座に足場たる、今回の帝國の決断は、なかつ奥深いものであるはずである。

さるや、決して佛印といふ極部的目に向つてのみ死命を賭しつゝあるものには非ず、その背後に隠れる、しかも、強大なる「モノ」に向つて進せんとする遠大にしてかつての帝國の身構へに驚愕した佛印の陳に乘じ、臨機應變的即座に足場たる、今回の帝國の決断は、なかつ奥深いものであるはずである。

さるや、決して佛印といふ極部的目に向つてのみ死命を賭しつゝあるものには非ず、その背後に隠れる、しかも、強大なる「モノ」に向つて進せんとする遠大にしてかつての帝國の身構へに驚愕した佛印の陳に乘じ、臨機應變的即座に足場たる、今回の帝國の決断は、なかつ奥深いものであるはずである。

さるや、決して佛印といふ極部的目に向つてのみ死命を賭しつゝあるものには非ず、その背後に隠れる、しかも、強大なる「モノ」に向つて進せんとする遠大にしてかつての帝國の身構へに驚愕した佛印の陳に乘じ、臨機應變的即座に足場たる、今回の帝國の決断は、なかつ奥深いものであるはずである。

(日會當事者發表)

石井事件に關する報告

六、七月十一日
自午後五時幹部會開催
事件發生以來調查複雜のため本會の名に仍り事件顛末に關し公表し得ず、從て一般同胞諸君に對しその範圍に於て概要を發表するの要ありと認め、三邦字新聞社代表者の來集を乞ひ會長談として發表す。

七、七月十三日
般同胞諸君に對しその範圍に於て概要を發表するの要ありと認め、三邦字新聞社代表者の來集を乞ひ會長談として發表す。

八、七月十四日
自午後六時至同十一時
イ、石井元書記歸宅後に於ける自白その他の模様報告は及川前會計を指すものなり云々^{以上}

九、七月十五日
大領事は會幹部を除く全理事の參集を乞ひ、右申出に對してその意は諒計年度に於ける公金費消は任として會計一人に負擔せり、仍て補填せんと申出あることを承認せず、日會業務運行上費消せられたる公金は收取へず。

十、七月十七日
不正會事件は偶々最近露されたるものなるが、一九三八年以來なること判明

十一、七月十七日
大領事は會幹部を除く全理事の參集を乞ひ、右申出に對してその意は諒計年度に於ける公金費消は任として會計一人に負擔せり、仍て補填せんと申出あることを承認せず、日會業務運行上費消せられたる公金は收取へず。

十二、七月十七日
不正會事件は偶々最近露されたるものなるが、一九三八年以來なること判明

時立替へおくの必要を認めること判明せり。仍而幹事會を開き協議の結果、幹部は當面の責任者として引責辭職の決意をなせり。

十三、七月十八日
会長談として對外關係等考慮すべきものありと思惟せるに仍り幹部は即刻、大使を訪問し詳細報告せり。

十四、七月十九日
井勤氏より本人清算如談し度旨、河合氏宅に電話ありたるに仍り直ちに會長宅に連行、義父伊藤氏本人妻女及石井保證人立合の上徹自白せるところ左の如し。

十五、七月二十日
井勤氏より本人公金中より一千五百百圓を貸與し、その穴埋せんがため一身を誤りたりといふ爲を續け今日に至り大穴を明けたるなり。

十六、七月二十一日
第三回緊急役員會を開催、自午後六時至同十一時。

十七、七月二十二日
井事件に關しこれによ起るあらゆる事態の善後處置に付き協議せる處あり。

十八、七月二十三日
計年度に於ける公金費消は任として會計一人に負擔せり、仍て補填せんと申出あることを承認せず、日會業務運行上費消せられたる公金は收取へず。

十九、七月二十七日
不正會事件は偶々最近露されたるものなるが、一九三八年以來なること判明

時立替へおくの必要を認めること判明せり。仍而幹事會を開き協議の結果、幹部は當面の責任者として引責辭職の決意をなせり。

二十、七月二十八日
会長談として對外關係等考慮すべきものありと思惟せるに仍り幹部は即刻、大使を訪問し詳細報告せり。

二十一、七月二十九日
井勤氏より本人清算如談し度旨、河合氏宅に電話ありたるに仍り直ちに會長宅に連行、義父伊藤氏本人妻女及石井保證人立合の上徹自白せるところ左の如し。

二十二、七月三十日
井勤氏より本人公金中より一千五百百圓を貸與し、その穴埋せんがため一身を誤りたりといふ爲を續け今日に至り大穴を明けたるなり。

二十三、七月三十一日
第三回緊急役員會を開催、自午後六時至同十一時。

二十四、七月三十一日
井事件に關しこれによ起るあらゆる事態の善後處置に付き協議せる處あり。

二十五、七月三十一日
計年度に於ける公金費消は任として會計一人に負擔せり、仍て補填せんと申出あることを承認せず、日會業務運行上費消せられたる公金は收取へず。

二十六、七月三十一日
不正會事件は偶々最近露されたるものなるが、一九三八年以來なること判明

時立替へおくの必要を認めること判明せり。仍而幹事會を開き協議の結果、幹部は當面の責任者として引責辭職の決意をなせり。

二十七、七月三十一日
会長談として對外關係等考慮すべきものありと思惟せるに仍り幹部は即刻、大使を訪問し詳細報告せり。

二十八、七月三十一日
井勤氏より本人清算如談し度旨、河合氏宅に電話ありたるに仍り直ちに會長宅に連行、義父伊藤氏本人妻女及石井保證人立合の上徹自白せるところ左の如し。

二十九、七月三十一日
井勤氏より本人公金中より一千五百百圓を貸與し、その穴埋せんがため一身を誤りたりといふ爲を續け今日に至り大穴を明けたるなり。

三十、七月三十一日
第三回緊急役員會を開催、自午後六時至同十一時。

三十一、七月三十一日
井事件に關しこれによ起るあらゆる事態の善後處置に付き協議せる處あり。

三十二、七月三十一日
計年度に於ける公金費消は任として會計一人に負擔せり、仍て補填せんと申出あることを承認せず、日會業務運行上費消せられたる公金は收取へず。

三十三、七月三十一日
不正會事件は偶々最近露されたるものなるが、一九三八年以來なること判明

時立替へおくの必要を認めること判明せり。仍而幹事會を開き協議の結果、幹部は當面の責任者として引責辭職の決意をなせり。

三十四、七月三十一日
会長談として對外關係等考慮すべきものありと思惟せるに仍り幹部は即刻、大使を訪問し詳細報告せり。

三十五、七月三十一日
井勤氏より本人清算如談し度旨、河合氏宅に電話ありたるに仍り直ちに會長宅に連行、義父伊藤氏本人妻女及石井保證人立合の上徹自白せるところ左の如し。

三十六、七月三十一日
井勤氏より本人公金中より一千五百百圓を貸與し、その穴埋せんがため一身を誤りたりといふ爲を續け今日に至り大穴を明けたるなり。

三十七、七月三十一日
第三回緊急役員會を開催、自午後六時至同十一時。

三十八、七月三十一日
井事件に關しこれによ起るあらゆる事態の善後處置に付き協議せる處あり。

三十九、七月三十一日
計年度に於ける公金費消は任として會計一人に負擔せり、仍て補填せんと申出あることを承認せず、日會業務運行上費消せられたる公金は收取へず。

四十、七月三十一日
不正會事件は偶々最近露されたるものなるが、一九三八年以來なること判明

時立替へおくの必要を認めること判明せり。仍而幹事會を開き協議の結果、幹部は當面の責任者として引責辭職の決意をなせり。

四十一、七月三十一日
会長談として對外關係等考慮すべきものありと思惟せるに仍り幹部は即刻、大使を訪問し詳細報告せり。

四十二、七月三十一日
井勤氏より本人清算如談し度旨、河合氏宅に電話ありたるに仍り直ちに會長宅に連行、義父伊藤氏本人妻女及石井保證人立合の上徹自白せるところ左の如し。

四十三、七月三十一日
井勤氏より本人公金中より一千五百百圓を貸與し、その穴埋せんがため一身を誤りたりといふ爲を續け今日に至り大穴を明けたるなり。

四十四、七月三十一日
第三回緊急役員會を開催、自午後六時至同十一時。

四十五、七月三十一日
井事件に關しこれによ起るあらゆる事態の善後處置に付き協議せる處あり。

四十六、七月三十一日
計年度に於ける公金費消は任として會計一人に負擔せり、仍て補填せんと申出あることを承認せず、日會業務運行上費消せられたる公金は收取へず。

四十七、七月三十一日
不正會事件は偶々最近露されたるものなるが、一九三八年以來なること判明

時立替へおくの必要を認めること判明せり。仍而幹事會を開き協議の結果、幹部は當面の責任者として引責辭職の決意をなせり。

四十八、七月三十一日
会長談として對外關係等考慮すべきものありと思惟せるに仍り幹部は即刻、大使を訪問し詳細報告せり。

四十九、七月三十一日
井勤氏より本人清算如談し度旨、河合氏宅に電話ありたるに仍り直ちに會長宅に連行、義父伊藤氏本人妻女及石井保證人立合の上徹自白せるところ左の如し。

五十、七月三十一日
井勤氏より本人公金中より一千五百百圓を貸與し、その穴埋せんがため一身を誤りたりといふ爲を續け今日に至り大穴を明けたるなり。

五十一、七月三十一日
第三回緊急役員會を開催、自午後六時至同十一時。

五十二、七月三十一日
井事件に關しこれによ起るあらゆる事態の善後處置に付き協議せる處あり。

五十三、七月三十一日
計年度に於ける公金費消は任として會計一人に負擔せり、仍て補填せんと申出あることを承認せず、日會業務運行上費消せられたる公金は收取へず。

五十四、七月三十一日
不正會事件は偶々最近露されたるものなるが、一九三八年以來なること判明

時立替へおくの必要を認めること判明せり。仍而幹事會を開き協議の結果、幹部は當面の責任者として引責辭職の決意をなせり。

五十五、七月三十一日
会長談として對外關係等考慮すべきものありと思惟せるに仍り幹部は即刻、大使を訪問し詳細報告せり。

五十六、七月三十一日
井勤氏より本人清算如談し度旨、河合氏宅に電話ありたるに仍り直ちに會長宅に連行、義父伊藤氏本人妻女及石井保證人立合の上徹自白せるところ左の如し。

五十七、七月三十一日
井勤氏より本人公金中より一千五百百圓を貸與し、その穴埋せんがため一身を誤りたりといふ爲を續け今日に至り大穴を明けたるなり。

五十八、七月三十一日
第三回緊急役員會を開催、自午後六時至同十一時。

五十九、七月三十一日
井事件に關しこれによ起るあらゆる事態の善後處置に付き協議せる處あり。

六十、七月三十一日
計年度に於ける公金費消は任として會計一人に負擔せり、仍て補填せんと申出あることを承認せず、日會業務運行上費消せられたる公金は收取へず。

六十一、七月三十一日
不正會事件は偶々最近露されたるものなるが、一九三八年以來なること判明

時立替へおくの必要を認めること判明せり。仍而幹事會を開き協議の結果、幹部は當面の責任者として引責辭職の決意をなせり。

六十二、七月三十一日
会長談として對外關係等考慮すべきものありと思惟せるに仍り幹部は即刻、大使を訪問し詳細報告せり。

六十三、七月三十一日
井勤氏より本人清算如談し度旨、河合氏宅に電話ありたるに仍り直ちに會長宅に連行、義父伊藤氏本人妻女及石井保證人立合の上徹自白せるところ左の如し。

六十四、七月三十一日
井勤氏より本人公金中より一千五百百圓を貸與し、その穴埋せんがため一身を誤りたりといふ爲を續け今日に至り大穴を明けたるなり。

六十五、七月三十一日
第三回緊急役員會を開催、自午後六時至同十一時。

六十六、七月三十一日
井事件に關しこれによ起るあらゆる事態の善後處置に付き協議せる處あり。

六十七、七月三十一日
計年度に於ける公金費消は任として會計一人に負擔せり、仍て補填せんと申出あることを承認せず、日會業務運行上費消せられたる公金は收取へず。

六十八、七月三十一日
不正會事件は偶々最近露されたるものなるが、一九三八年以來なること判明

